

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年9月23日

シン・インド割安成長株ファンド

追加型投信/海外/株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。 ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を 含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、 ダウンロードすることができます。
- ◆本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりま すが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求 目論見書)に掲載されております。
- ●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請 求いただければ当該販売会社から交付されます。ご 請求された場合にはその旨をご自身で記録しておく ようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

電話番号 03-3516-1300

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

受託会社ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資 本 金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:17,082億円

(資本金、純資産総額は2025年6月末現在)

- この目論見書により行うシン・インド割安成長株ファンドの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月22日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年9月23日に生じております。
- ●ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ●ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

[※]商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧頂けます。

ファンドの目的

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1 以下の投資信託証券への投資を通じて、インドの取引所に上場(上場子定を含みます。)している株式(これに準ずるものを含みます。) に投資します。
 - Eastspring Investments India Equity Fund Class C」(円建て、ヘッジなし) <運用会社>Eastspring Investments (Singapore) Limited
 - マネー・リクイディティ・マザーファンド



Eastspring Investments (Singapore) Limited について

Eastspring Investments (Singapore) Limited は、英国プルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の間接子会社です。最終親会社は175年以上の歴史を有し、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。投資助言を行うICICIAMはICICI銀行と最終親会社との合弁会社で、インドにおける資産運用事業に注力しています。

※最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル 社、および英国のM&G社の子会社であるプルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。



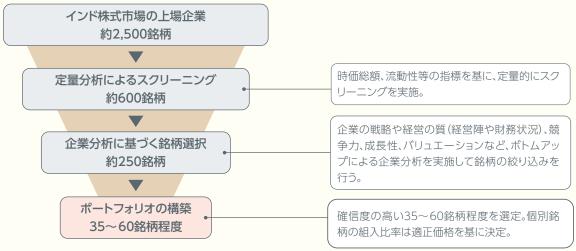






運用にあたっては、トップダウンとボトムアップの融合によるアプ ローチで、経営の質、ビジネスモデルの強さ、成長の長期継続性や バリュエーションを考慮して投資を行います。

「Eastspring Investments – India Equity Fund Class C」(円建て、ヘッジなし)」の運用 プロセス



※運用プロセスおよび銘柄数は、市場環境などに応じて将来予告なく変わる場合があります。

- Eastspring Investments India Equity Fund Class C」(円建 て、ヘッジなし)の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませ

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。







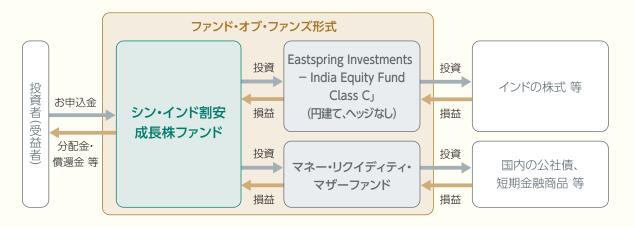




●ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



●主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- ●外貨建資産への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

●分配方針

年2回、6月および12月の各月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、 以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- ●分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- ●分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により、収益分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。











シン・インド割安成長株ファンド

●追加的記載事項

投資信託証券の概要

Eastspring Investments — India Equity Fund					
シェアクラス	Class C」(円建て、ヘッジなし)				
ファンドの形態	ルクセンブルク籍外国投資法人				
運用会社	Eastspring Investments (Singapore) Limited				
基本方針	主としてインドの企業の株式または株式関連商品に投資を行い、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。				
主な投資対象	インドで設立または上場している企業、インドにおいて主に事業展開を行っている企業の 株式				
投資態度	1. GARP (Growth at Reasonable Price)に基づいた運用を投資哲学とし、トップダウンとボトムアップの融合によるアプローチで、関連するテーマにおいて、経営の質、ビジネスモデルの強さ、成長の長期継続性やバリュエーションを考慮して投資を行います。 2. インド最大級の運用会社ICICI Prudential Asset Management Company Ltdの現地情報に基づく投資助言を活用します。				
主な投資制限	 1.ファンドの純資産総額の66%以上をインド国内で設立もしくは上場されている、または主たる経済活動をインドで行っている企業の株式および株式関連証券に投資するものとします。 2.同一発行体の複数の銘柄の譲渡可能有価証券または短期金融市場商品を各銘柄につきファンドの純資産総額の5%を超えて所有している場合、当該投資の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過しないものとします。 3.ファンドは、その純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行した譲渡可能有価証券には投資できません。 4.ファンドは、同一発行体(譲渡可能有価証券、短期金融市場商品、預金、店頭デリバティブから生じるエクスポージャーを含む)において純資産総額の20%以上を取得しません。 5.ファンドは、効率的なポートフォリオ管理および一般的なヘッジ目的でデリバティブ取引を行うことができます。 6.デリバティブ取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的において使用し、レバレッジは行いません。 				
運用報酬	純資産総額×年率0.65% 投資顧問会社への報酬は、上記運用報酬の内、その助言に基づき運用を行う運用会社が 受ける報酬から支払われます。				
管理•事務費用	管理会社報酬、運用資産の管理・保管業務、監査業務費用、税務代理人等の事務管理費用が年率0.15%を上限としてかかります。				
スウィング・ プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。				
その他費用	有価証券売買時の売買委託手数料、租税等がかかります。				
投資顧問会社	ICICI Prudential Asset Management Company Ltd(略称:ICICIAM)*				
* C C ΛΛΛ + C C 牟	行と英国プルーデンシャル社(以下[最終親会社])との合弁会社です。最終親会社およびICICIAMは、主に				

*ICICIAMは、ICICI銀行と英国プルーデンシャル社(以下「最終親会社」)との合弁会社です。最終親会社およびICICIAMは、主に 米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるプルーデンシャル・ア シュアランス社とは関係がありません。









	マネー・リクイディティ・マザーファンド
委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	①わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 ②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位(A-2格相当)以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
主な投資制限	③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。①株式への投資は行いません。②外貨建資産への投資は行いません。③デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託報酬	ありません。









基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落によ り、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて 投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、インドの株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた 有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあ ります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ること があります。

●主な変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により 変動します。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高に より、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関 する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投 資資金が回収不能となることがあります。

流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況の急変、取引所の閉鎖等に より、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社 会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。











■その他の留意点

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び 運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らし て適切かどうかのモニタリング・検証を通じて運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。









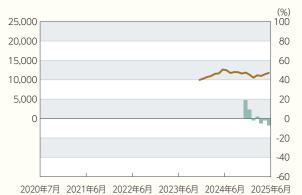
シン・インド割安成長株ファンド

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年7月末~2025年6月末

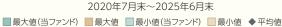
一分配金再投資基準価額(左軸) ■ 当ファンドの年間騰落率(右軸)

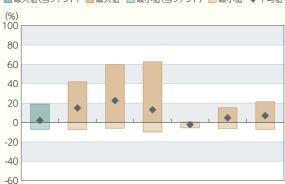


- *分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみな して計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- *年間騰落率は、2024年12月から2025年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落 率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。





当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	19.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 6.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	2.2	15.0	22.7	13.2	△ 2.1	4.9	7.1

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2020年7月から2025年6月の5年間(当ファンドは2024年12月から2025年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・ 平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・ マーケッツ・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。









代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、 網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用 に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●基準価額・純資産の推移

2023年12月27日~2025年6月30日



2025年 6月	0円
2024年12月	0円
2024年 6月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

●分配金の推移

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
Eastspring Investments — India Equity Fund Class C」(円建て、ヘッジなし)	98.72%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.23%

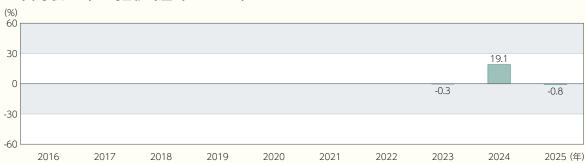
組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

Eastspring Investments - India Equity Fund

銘柄名	業種	比率
リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	7.7%
ICICI銀行	銀行	7.6%
HDFC銀行	銀行	5.1%
バルティ・エアテル	電気通信サービス	5.0%
アクシス銀行	銀行	4.7%
サン・ファーマシューティカル・インダストリーズ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.2%
インフォシス	ソフトウェア・サービス	3.6%
マルチ・スズキ・インディア	自動車·自動車部品	2.8%
ウルトラ・テック・セメント	素材	2.4%
マヒンドラ・マヒンドラ	自動車·自動車部品	2.3%

[※]比率はEastspring Investments — India Equity Fundの組入銘柄評価額の合計を100%として計算しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2023年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から6月末までの収益率を示しています。

手続: 手数料等

運用実績

シン・インド割安成長株ファンド

目的·特色

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。 最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

[※]基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

[※]設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

[※]銘柄名は、イーストスプリング・インベストメンツが翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

[※]業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じています(一部イーストスプリング・インベストメンツの判断に基づく分類を採用)。 なお、GICSに関しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

[※]Eastspring Investments (Singapore) Limitedのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

[※]ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

お申込みメモ







投資 リスク





	信託期間	2045年12月22日まで(2023年12月27日設定) ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあり ます。
	繰上償還	投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日	毎年6月22日および12月22日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決 算日の基準価額で再投資します。
	信託金の限度額	3,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
その他	運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて 交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額 投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、 販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社に お問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年6月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合 等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、 税務専門家等にご確認されることをお勧めします。









■ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購

入時手数料率を乗じて得た額

購入時手数料 購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。

購入時手数料率は変更となる場合があります。

詳しくは販売会社にご確認下さい。

ファンドの商品説明およ び販売事務手続き等の 対価として販売会社に支 払われます。

信託財産留保額

1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.3%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

IXAEN IEIEME CHIXINGALEN GANI						
		純資産総額×年率1.2925%(税抜1.175%)				
	ファンド		委託会社	年率0.35%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。	
		配分	販売会社	年率0.80%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、 □座内でのファンドの管理、購入 後の情報提供等の対価です。	
運用管理費用			受託会社	年率0.025%(税抜)	運用財産の管理、委託会社から の指図の実行の対価です。	
(信託報酬)	投資対象とする 投資信託証券	Eastspring Investments – India Equity Fund Class C」(円建て、ヘッジなし) 純資産総額×年率0.65%				
	実質的な負担	実質酬を	質的な負担と を含めた報酬	です。なお、実質的な	象とする投資信託証券の信託報 運用管理費用(信託報酬)は目安 比率により変動します。	
	監查費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%)					
その他費用・手数料	費用、受託会社の立	送等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸 受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。ま 資対象とする投資信託証券に係る前記の費用等、海外における資産の保管等に要する費用等を				

※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファン ドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託 終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・ 手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産 から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により 変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその 上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ























換金時

購入時

購入時手数料

販売会社に

直接お支払いする費用

保有期間中

運用管理費用(信託報酬) その他費用・手数料

投資信託財産から 間接的に負担する費用

信託財産留保額

換金代金から控除し 投資信託財産に留保する費用

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等 に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、 一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから 生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となりま

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法 上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該 当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上 記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金に関する記載は、2025年6月末現在の情報に基づくも のです。税法が改正された場合には変更になることがありま す。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確 認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年12月24日~2025年6月23日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
2.05%	1.30%	0.75%

- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きま す。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。
- ※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。











